

## 陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 1 号	平成 2 6 年 1 月 1 6 日 受 理
件 名	要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増中止を求める陳情
陳 情 者	秦野市上今川町 7 - 2 1 全日本年金者組合秦野支部 支部長 菅原 明
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>社会保障制度改革国民会議の報告（以下「報告」）によれば、「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである。」として要支援者を介護保険サービスから外すことを打ち出しましたが、次の問題点を指摘せざるを得ません。</p> <p>①要支援者こそ廃用症候群や引きこもり等、心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としています。一律に必要な介護を奪うものです。また、介護保険サービスを利用して独居で暮らしている人から自立した生活を奪うことも意味し、介護保険の本来の趣旨にも反します。</p> <p>②訪問介護や通所介護などが市町村の地域包括推進事業（仮称）に移行した場合、給付内容は市町村の裁量に任せられ、人員や運営基準もなくなるため、給付内容で自治体間の格差が広がり介護の質の低下が懸念されます。高齢者が増加する中で「安心できる介護」を確立するためには、今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要です。</p> <p>③限られた財源と人材の中で新たな地域包括推進事業（仮称）を運営することは、厳しい自治体財政をさらに圧迫することになりかねません。果たして必要なサービスを確保できるのかは定かではなく、市町村にも大きな負担を強いることが懸念されます。</p> <p>④154万人もの人が介護保険サービスから外されることは、介護事業所の経営をも直撃します。介護事業所の倒産や介護労働者の失業も懸念され、不足している介護労働者の離職を促す結果となり、利用者からますます必要な介護を奪うものです。</p> <p>⑤報告では「制度の持続可能性や公平性の視点から、一定以上の所得の</p>	

ある利用者負担は、引き上げるべき」としてはいますが、介護保険料は大幅に上がっており、2014年4月からは消費税率も引き上げられ、さらなる負担増は必要な介護を奪うことにつながります。むしろ、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

つきましては、以上のような問題に御理解いただき、次の事項について地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2 介護保険サービスの利用者負担をふやさないこと。
- 3 介護保険財政に国が責任を持つこと。